

関係業界団体 代表者 各位

財政局技術監理部技術監理課長

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応の延長について**

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

このたび、令和2年5月4日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで延長されたことに伴い、本市発注の工事等においても、国と同様に別添①のとおり対応することとしておりますのでお知らせします。

あわせて、国の支援策に関する通知がされておりますので、別添②のとおり参考にお知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等の方々に周知いただきますようお願いいたします。

【別 添】

①『新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について』
(令和2年5月4日 国土交通省)

②(参考)『令和2年度第1次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について』【抜粋】
(令和2年5月1日 国土交通省)

別添②の詳細につきましては、下記 URL をご参照ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html

【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課
TEL 092-711-4844